

解約通知書

この度、下記物件を賃貸借契約に基づき、下記期日をもって解約することを通知します。
 万一明渡し不履行又は遅延することがあれば理由の如何を問わず、私の不履行又は遅延によって発生した損害は賠償致します。

解約通知日	平成	年	月	日	解約日	平成	年	月	日
契約者名	Ⓜ				入居者名	※契約者と入居者が異なる場合のみご記入下さい。			
連絡先	(自宅)				(携帯)				

物件名称					部屋番号				
物件所在地									
駐車場名					区画No.				
駐車場所在地									
転居先住所	(〒 -)				※ご転居後必ず連絡の取れる場所をご記入下さい。				
新連絡先	(自宅)				(その他)				
法人契約の場合の連絡先					担当者				

敷金返還先	金融機関				銀行 信金	支店		
	口座番号	普通 当座	No.	口座名義	※カナで記入			

★部屋の明渡し時、立会いを希望される方は下記にご記入ください。

●立会希望日：平成	年	月	日 ()	●時間	:
-----------	---	---	-------	-----	---

★お引越業者のお見積もりを希望される方は下記にご記入ください。引越業者よりご連絡致します。

●引越予定日：平成	年	月	日 ()	●現在の間取り： ()	L・D・K・R
-----------	---	---	-------	--------------	---------

【解約通知書を出される前に必ずお読みください】

- ①解約日等
 - ・解約日は、賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、所定の解約予告期間を経過した日以降で設定して下さい。当社が解約通知書を受取った日より所定の期間、賃料がかかります。
 - ・解約通知書は当社までFAXにてお知らせ下さい。電話による受付は一切お受けできません。
 - ・解約通知書が当社に到着してから解約の受付となります。FAX送受信エラー等により正常に到着しない恐れもございますので、お手数ですが、お電話にてFAX到着確認をお願い致します。
- ②変更等
 - ・解約の意思表示の撤回、取消、延期はできません。
- ③賃料等
 - ・解約日以前に退去する場合でも、予告期間終了迄の賃料がかかります。
- ④明渡し
 - ・明渡し期日の遅延により貸主に損害が発生した場合、損害賠償及び違約金が発生しますので、ご注意下さい。
- ⑤公共料金
 - ・電気、ガス、水道及び電話は各供給機関に事前連絡の上、解約日までに供給を止めて下さい。
- ⑥損害保険
 - ・エース保険にご加入されたお客様は、下記窓口へご連絡の上、解約手続きをして下さい。
 《エース保険サポートセンター》 TEL : 0120-327-332
- ⑦敷金返還
 - ・敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、当該債務金額を控除した残額を解約日以降約1ヶ月程で、貸主より指定口座に返還されますが、公共料金等の精算が完了されていない場合、返還が遅れる場合がありますのでご注意下さい。
 - ・1ヶ月以上経過して確認がとれない場合には、貸主へご連絡下さい。
- ⑧退去立会
 - ・明渡し時、立会いを希望される方は上記の立会い希望日欄にご記入下さい。
 - ・お約束日時に遅れた場合、立会いが出来ない場合がありますのでご注意下さい。又、貸主側の都合によりご希望日時を変更して頂く場合もあります。
 - ・退去立会をされない場合には、貸主の判断で敷金精算金額を決定します。又、貸主側の希望により立会いをお願いする場合があります。

当社 使用 欄	受付者	貸主連絡	管理部	管理部処理
		/		/